

多様な就労機会を創り、 多様な地域ニーズに応える 労働者協同組合

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合の設立状況（概要）

令和8年2月1日時点で37都道府県で計**179法人**が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
 ※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は14法人

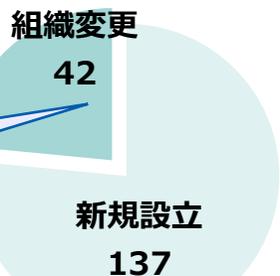
分野の例

- ・高齢者支援
- ・店舗運営
- ・配送
- ・子ども支援
- ・広告物や映像制作、イベント企画
- ・食品製造・販売
- ・障害児・障害者支援
- ・困りごと解決支援
- ・建設・土木・造園（緑化）
- ・家事・清掃
- ・農産物の生産等
- ・人事・コンサルタント業
- ・キャンプ場経営等

※地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。

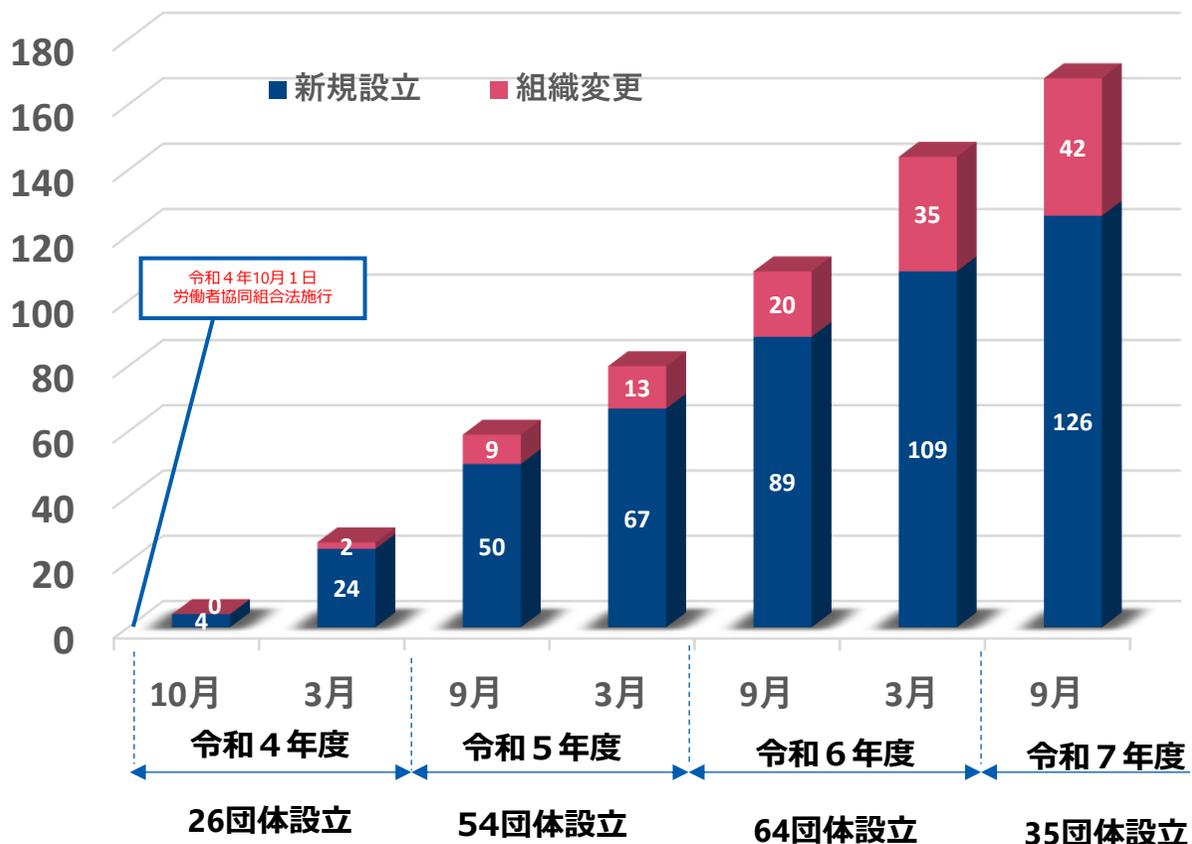
新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→27法人
 NPO法人からの組織変更
→15法人



（累計設立数）

労働者協同組合累計設立数推移



他の法人類型と比較した労働者協同組合の特徴 ～社会性と事業性の両立～

労働者協同組合は、**社会性※1と事業性※2を両立**させつつ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人。

※1 多様な就労機会の創出や地域ニーズの充足 ※2 事業収入による自立的運営

 営利性 非営利性	原則株式数に応じた配当	株式会社	 社会・経済の 持続的な発展
	出資配当	企業組合 ※年2割までの出資額に応じた配当。なお剰余があるときは、従事分量配当。	
	従事分量配当 ※事業に従事した分量に応じた配当	労働者協同組合	
	配当不可	一般社団法人、NPO法人	

	株式会社	企業組合	労働者協同組合	一般社団法人	NPO法人
目的	営利	組合員の 経済的地位の向上	持続可能で活力ある地域社会の実現	定款で規定	不特定多数の利益増進
事業	あらゆる事業	商業、工業、鉱業、運送業、 サービス業その他の事業	労働者派遣事業以外	あらゆる事業	特定非営利活動（保健・ 医療・福祉等20分野）
出資	株主による出資	組合員による出資	組合員による出資	不可 ※経費・寄附・基金が中心	不可 ※会費・寄附が中心
議決権	1株1個	1人1個	1人1個	原則1人1個	原則1人1個
構成員の 意見反映	一定の事項は株主 総会で決議	一定の事項は総会で議決	・一定の事項は総会で議決 ・意見反映方策を定款に明記 ・意見反映方策の実施状況・結果を総会に報告	一定の事項は社員総会で決 議	一定の事項は社員総会で 決議
構成員	個人・法人	原則個人	個人	個人・法人	個人・法人
事業従事 比率	—	総組合員の2分の1以上	総組合員の5分の4以上	—	—
剰余金の 配当	原則株式数に応じ た配当	・年2割までの出資配当 ・従事分量配当	従事分量配当	不可	不可
構成員数	1人以上	4人以上	3人以上	2人以上 ※設立時	10人以上
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義

【参考】目的と協同性の観点からのマトリクス

目的 \ 協同性(事業従事原則)	あり	なし
公共的利益	労働者協同組合	NPO法人
経済的利益	企業組合	株式会社

令和7年度予算額 80百万円 (62百万円) ※ ()内は前年度予算額

労働保険特別会計		子子特会	一般
労災	雇用	徴収	育休
	約2/3		約1/3

1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
 - 令和7年度は、法施行から2年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な労務管理等の知見の提供、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
 - また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る。
- ※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

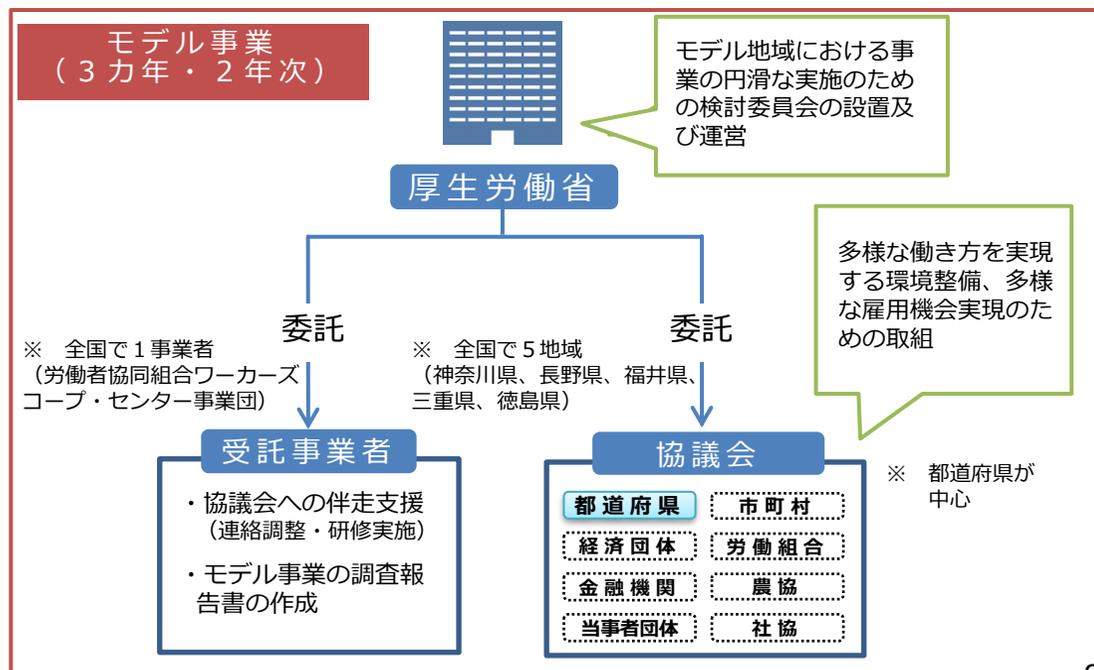
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等



特設サイト、メールマガジンによる情報発信

労働者協同組合法の特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」では好事例動画や記事、労働者協同組合関係者へのインタビュー記事等を掲載しています。毎月新しい記事を更新しますので要チェック！

また、労働者協同組合のホットピックをお伝えするメルマガ、「ろうきょうマガジン」の毎月配信しています。基礎的なパンフレットに加え、「労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット」も作成・公表しています。



好事例の動画や記事

労働者協同組合の活動事例



労働者協同組合はんしんワーカーズコープ (令和5年4月設立)
2023年5月28日

はたらくもっと楽しく、貢献する地域を目指して、兵庫県尼崎市の南の端、阪神工業地帯の少し北にある阪神都心駅近くの商店街に、様々な事業を行う団体があります。設立は2014年。同じ職場で働いていた7人のメンバーで立ち上げ発足！...

続きを読む



労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
仙台地域福祉事業所けやきの社 (令和5年4月設立)
2023年5月15日

こどもたちをまんなかに、地域のみんながふれあう交流広場—仙台地域福祉事業所けやきの社は、2009年4月に開所し、今年で14年目。主に仙台市からの指定管理事業を行っています。現在は、児童遊園、子育てひろば1館、院内保育所1箇所、中高生の居場所の運営を行っています。...

続きを読む



CampingSpecialist労働者協同組合 (令和4年10月設立)
2023年3月25日

CampingSpecialist労働者協同組合は、キャンプ場の運営や野外活動を通じて、荒れ地を「持続可能な愛される土地」に、「多様な仕事が生まれることで、あらゆる人材（人材）に価値を創り出す」ことを目指して活動しています。2021年に当初NPO法人として...

続きを読む

主な情報提供資料

- 労働者協同組合法パンフレット
「知ろう はじめよう ろうきょう」
- 労働者協同組合の運営に役立つ支援策リーフレット
(厚生労働省の助成金等、中小企業庁の補助金等、融資)
- リーフレット「成立の届出が必要です」
- 労働者協同組合法に係る手引き



「ろうきょうガイドブック」について

厚生労働省では、労働者協同組合の設立・運営に必要な手続や留意点をまとめたガイドブックを作成しました。



「ろうきょうガイドブック」の目次

1、労働者協同組合という働き方

1-1 労働者協同組合でできること

-出資・意見反映・事業従事の三位一体を基本原理とした主体的な働き方

1-2 労働者協同組合だからできること—他の法人類型との比較

2、労働者協同組合を設立しよう

2-1 最初に決めるべきことは？

2-1-1 設立の基本項目を話し合う

2-1-2 なぜ設立するのか？何の事業を行うか？設立趣意書の作成

2-1-3 誰と一緒にやるのか？誰が何を担うのか

2-1-4 出資金はどれぐらい必要？出資金の目安

2-2 事業のルールを知ろう～労働者協同組合でできること、できないこと

2-3 事業計画のポイント～事業計画の作成～

2-4 収支計画のポイント～収支計画の作成～

2-5 設立に必要な手続や書類

2-6 定款作成時のポイント

3、労働者協同組合を運営しよう

3-1 3つの原理に則る運営

3-1-1 出資・意見反映・事業への従事

3-1-2 組合員の権利と責務・義務

3-2 労働者協同組合の各機関の役割と運営(総会・理事会・監査)

3-3 労働者協同組合の労務管理

3-4 コンプライアンスについて

3-5 設立後の運営について～持続可能な運営を行うためのポイント～

3-6 事業年度終了後の手続について

3-7 労働者協同組合の解散について

4、特定労働者協同組合について

5、各種チェックリスト

チェックリスト①設立時に各段階で行う事項と必要な書類

チェックリスト②設立後の実務と必要書類

チェックリスト③労務管理、コンプライアンス

★厚生労働省HPにて、近日公開予定！

→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

【参考】労働者協同組合活用促進モデル事業の進捗状況・暫定整理

モデル事業の地域（5都道府県）において、令和8年1月までに設立した労働者協同組合

協議会	設立された団体	主な事業内容	設立年月	事業分類	組合員数	65歳以上組合員数	役員数
神奈川県労働者協同組合促進協議会	労働者協同組合ワーカーズコープ・キュービック	委託契約に基づく各種業務の請負及び弁当、総菜類の製造販売に関する事業	2025年5月	食品製造・販売	46	25	8
ふくい協同労働推進協議会	労働者協同組合りたねっと	傾聴事業	2024年10月	高齢者支援	5	3	7
	労働者協同組合チャイルドセンター彩葉	放課後等デイサービス事業	2024年11月	子ども支援	4	0	5
	労働者協同組合うるしの里椀椀志土苺労働者協同組合	飲食店の運営 イチゴの生産・販売	2025年5月 2025年7月	食品製造・販売 農産物の生産等	11 3	5 1	3 4
長野県労働者協同組合活用促進協議会	労働者協同組合ワーカーズ・コレクティブ楽Luck	生活クラブ生活協同組合の個別及び班別配送業務に関する受託事業 生活クラブ生活協同組合の共同購入事業及び組合員活動に関する事務業務に関する受託事業	2025年2月	配送	10	1	4
	労働者協同組合ヤマコープ	食品販売	2025年10月	食品製造・販売	3	1	4
三重県労働者協同組合活用促進地域連携協議会	-	-					
徳島県労働者協同組合活用促進協議会	労働者協同組合Y&Yくらぶ	公共ライドシェアリング事業	2025年9月	困りごと解決支援	3	0	4名 (外部監事)
	労働者協同組合低栄養防止コンソーシアム徳島	子ども・高齢者等への食支援及び栄養支援事業	2026年1月	高齢者支援	3	0	4名 (外部監事)
				設立団体数	組合員数	65歳以上組合員数	役員数
食品製造・販売（3）、高齢者支援（2）、子ども支援（1）、困りごと解決支援（1）、配送（1）、農産物の生産等（1）				9	88	36	35

設立見込：福井県：福井絵本クラブ（子ども支援）、くにみクラゲ公民館（子ども支援）

三重県：漬物製造等の労働者協同組合（食品製造・販売）、紀北町協力隊の設立予定団体（農産物の生産等）

※設立見込を含む新設労働者協同組合数：計13法人、事業分類：食品製造・販売(4)、子ども支援(3)、高齢者支援(2)、農産物の生産等(2)、困りごと解決支援(1)、配送(1)

5都道府県におけるモデル事業（3か年）を通じて、令和6年8月（事業開始）から令和8年1月（現時点）までの間に、9つの労働者協同組合が新設されている。

モデル事業を通じて得られてきた課題や示唆（現時点の所見）

	周知広報（知る・分かる）	設立・運営支援（作る・営む）	就労・参画支援（入る・加わる）
主な取組と成果（見込）	<ul style="list-style-type: none"> ○無関心層を含むマニアアプローチ（SNS、ラジオ等）や、<u>担い手となる可能性が比較的高い層へのアプローチ</u>（大学の寄付講座、関係団体連携等）により、認知・関心度向上。 ○労協の制度に共鳴・共感をした<u>新たな有志（市民・地方議員等）・ボランティア団体を協議会又は労協の構成員</u>にすることにより、地域における連携体制や労協の体制を強化。 ○<u>市町村への働きかけ</u>により、一般対応・個別対応等様々な場面で市町村から周知・案内等が行われる体制を構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>相談窓口を通じた伴走支援</u>により、労協特有のノウハウ（組合員確保、意見反映、手続き等）の補充を実現。 ○有識者による助言を含む伴走支援により、<u>事業見通しの精査を行い、必要に応じて事業内容の見直しを図る</u>など、労協の設立に向けた課題の克服を実現又はその途上。 ○<u>業所管部署（例：農業経営支援部）による設立・経営支援</u>により、労協が円滑に設立され、安定的に事業継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>相談窓口や面接会を通じたマッチング支援</u>により、労協における就労希望の実現機会を確保。
課題と要因	<ul style="list-style-type: none"> ○認知は一定程度進みつつある一方、<u>制度活用のイメージや利点に分かりにくく、理解・共感の段階に至りづらい</u>ことが課題。労協独自の価値（※）について、可視化や研究・分析が十分にされていないことが要因。 ※社会性（地域課題解決等）と事業性（事業収入による自立的運営）の両立 ○新たな参画者の継続的な流入がなければ、<u>協議会や事業が既存の関係者に固定化</u>し、取組の広がりや持続性が損なわれるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>伴走支援が確保されているのは、国のモデル事業の期間に限られる</u>ことが課題。中間支援の仕組みが十分に確立されていないことが要因。 ○労協では、事業性を確保するための<u>経営ノウハウが不足しがちであり、資金調達難しい</u>ことも課題。経営支援機関や資金調達手段の認知度が低い上、資金調達に関する制度的制約もあることが要因。 ○労協の設立意欲はあるものの、<u>事業の将来見通しを描けず行き詰まる場合がある</u>ことも課題。有力な事業モデルが確立しておらず、組合が参考にできる実践例が乏しいことも要因。 ○<u>事業所管部署の理解・関与が得られない場合が多い</u>ことが課題。労協の所管部署から、地域ニーズの高い事業分野の所管部署に働きかけることが必ずしも容易でないことが要因。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労・参画の受け皿となる<u>労協の数や事業規模が十分でない</u>ことから、マッチング機会が限定される状況にあることが課題。経営基盤や収益基盤が十分でない中、新規組合員の受入れに積極的になりづらいことが要因。
対応・示唆	<ul style="list-style-type: none"> ○国の特設サイトを拡充し、<u>社会性と事業性を両立した法人情報や自治体の取組の可視化及び検索機能付与</u>。 ○労協の賃金・生産性等の<u>社会・経済性に関するエビデンス蓄積を図る</u>。 ※外国では、賃金・生産性等について一定のエビデンスあり。 ○設立済み又は今後設立する場合の<u>地域協議会における構成員の多様性確保・拡充</u>を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者協同組合連合会の役割（現行法は会員の指導・連絡・調整のみ）の範囲拡大を含め、<u>中間支援機能の在り方について検討</u>。 ○<u>国で支援策リーフレット（よろず支援拠点や融資を含む。）を作成・周知</u>。既存の補助金等について、<u>労協を対象に追加するための調整</u>を実施中。経済産業省で<u>資金制約の緩和等の制度的措置を検討</u>。 ○<u>労協の有力な事業モデルを確立・可視化</u>。 ○労協は、労働政策に加え、地域政策としての性格も有することを踏まえ、国レベルにおいて、<u>労協所管部署と、労協関係の事業所管府省・部署との連携を通じて、自治体における事業所管部署の理解・関与を促進</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労機会の創出や組合員の受入れを積極的に行う<u>労協の有力な事業モデルを確立・可視化</u>。

ポイント（現時点の所見）

（1）成果

- 労協が、多様な就労機会の創出及び地域ニーズ充足を担う主体となり得る事例を創出した。
- 都道府県において、周知広報や設立・運営支援等に関する効果的な取組について、一定の知見を蓄積した。

（2）課題

- 全国の都道府県においては、周知広報、設立・運営支援等のノウハウが広く普及していない。
- 更なる普及に当たっては、制度の認知不足だけでなく、「理解のしづらさ」も課題であると考えられる。
- 社会性と事業性の両立を体現する事業モデルの確立・可視化や、社会・経済性に関する研究・分析が十分にされていないことがボトルネック。
- 労協の設立や持続的な運営に当たっては、中間支援機能が重要であり、官民の多様な関係者の連携も重要。

（3）政策的含意

- 現行モデル事業を通じて都道府県の取組のノウハウを一定程度整理し、全国に普及・展開することが必要。
- さらに、中間支援機能の制度的位置付けの検討や資金調達手段の多様化にも取り組みつつ、労協の有力な事業モデルについて、事業関係者（所管部署、関係団体等）と連携しながら、その確立・可視化を図ることが必要。
- 労協の賃金・生産性等の社会・経済性に関するエビデンス蓄積を図ることが必要。